

外国の重要な地位にある方について

当行では、「犯罪収益移転防止法（以下、「同法」といいます）」により、口座開設等の際に、本人確認書類のご提示と、ご職業、お取引を行う目的などの確認をさせていただいておりますが、同法の改正により、平成28年10月1日から、「外国政府等において重要な公的地位にある方」（※）とのお取引の際には、複数の本人確認書類のご提示等、追加のご対応をお願いさせていただいております。

該当のお客様は本サービスの対象外となります。

※「外国政府等において重要な公的地位にある方」とは、外国の国家元首、高位の政治家、政府高官等の職位にある個人の方（過去にその地位にあった方も含みます）およびそのご家族をいいます。

何卒、ご協力いただきますようお願い申し上げます。